デジタルな形態を含む教科書の
発行・採択等に関する指針の策定に向けて

～紙とデジタルをスマートに使い分け、学びの可能性を広げる～

（素案）

令和8年〇月〇日

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の

指針に関する検討会議

目次

はじめに 2
第１　デジタルな形態を含む教科書の在り方について 4
　１　学校教育法等の一部を改正する法律の概要 4
　２　デジタルな形態を含む教科書の基本的な考え方について 5
　３　デジタルな形態を含む教科書の形態の在り方について 6
　４　障害等による学習上の困難の軽減に向けた方策について 15
第２　教科書発行者等におけるデジタルな形態を含む教科書の発行等に関する留意点 16
第３　採択権者等におけるデジタルな形態を含む教科書の採択等に関する留意点 18
第４　学校等におけるデジタルな形態を含む教科書の使用等に関する留意点 20

はじめに

我が国の教科書は各教科等の学習における主たる教材として、法律に基づいて、国の検定により質が担保されるとともに、学校での使用義務が課せられ、義務教育段階の教科書は無償給与されている。こうした我が国の教科書制度は、世界でも数少ないものであり、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障し、PISA[1]2025 でも示された世界トップレベルの日本の教育水準を支える重要な役割を果たしている。その役割は今後とも変わることはなく、技術の進化も踏まえてデジタルの特性・強みを生かし、多様な子供たちを包摂しながら、学びを一層充実させることが重要であり、こうした観点から教科書制度の改善も進められてきた。

平成 30（2018）年には、第 196 回国会において学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）が成立し、情報技術を活用して学習に困難を抱える児童生徒を含めて学びの一層の充実を図るため、「現行のデジタル教科書」が制度化された。「現行のデジタル教科書」は、教育課程の一部において紙の教科書に代えて使用できる教科用図書代替教材として令和元(2019)年度から導入されたが、その定義は、教科書発行者が紙の教科書の内容の全部をそのままデジタル化した教材（ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能）とされており、学校教育法に定める「教科用図書」には含まれていない。「現行のデジタル教科書」については、導入された令和元(2019)年度以降、小学校５年生から中学校３年生の外国語（英語）、算数・数学を中心に、国費で提供を行い、その効果・影響等について実証研究が行われているところである。

こうした「現行のデジタル教科書」の活用状況や実証研究の成果のほか、次期学習指導要領が志向する今後の学びの方向性を踏まえ、「デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ～学びの可能性を広げる教科書を～」（令和7(2025)年９月 24 日中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループ。以下「審議まとめ」という。）が取りまとめられた。これを受けて、教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、令和8(2026)年に第 221 回国会において成立した学校教育法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 37 号。以下「一部改正法」という。）により、デジタルな形態を含む教科書の発行・使用等を可能とする制度改正が行われた。本制度改正により、次期学習指導要領が全面実施される令和 12(2030)年度から、動画や音声も含め、デジタルの特性を生かしたコンテンツも教科書の内容とすることができるようになり、児童生徒にとってより分かりやすく学びやすい教科書の提供が可能になる。

デジタルは、個々の状況に応じた学びを可能とするとともに、学びへのアクセシビリ

[1] OECD 生徒の学習到達度調査

ティを高め、多様な特性を持つ子供たちを包摂することができるといった良さがあり、これは次期学習指導要領が目指す学びの実現に資するものである。

こうした「デジタルの良さを取り入れる」という制度改正の趣旨を実現することができるよう、デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定、発行、採択、使用の在り方を考えていくことが必要であり、教科書検定の仕組みに係る検討や、教科書の閲覧等のための Web アプリケーションであるビューアに係る標準仕様書の検討と並行し、関係者に向けて発行・採択等に関するガイドラインを国において丁寧に整理することが必要不可欠である。また、審議まとめにおいても、新たな教科書の発行や採択に当たって紙又はデジタルの活用が期待される学年や教科、学習場面等についての一定の指針を国において示すことが提言されている。さらに、一部改正法に係る国会での審議においても、教科特性や学年等の発達段階を踏まえた教科書の形態の在り方について議論がなされた。こうしたことを踏まえ、「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）が開催され、文部科学大臣から指針に盛り込むべき内容について検討要請があった。

これを受け、検討会議では、教科書発行者や教育委員会・学校等が新たな制度の下で教科書を発行や採択・使用するに当たっての判断に資するよう、指針に明記すべき内容について、令和8(2026)年４月以降、委員からの意見発表のほか、外部有識者からのヒアリングを行うなど、計●回にわたり、議論を重ねてきた。こうした議論を踏まえて、今般、検討会議として、以下のとおり、指針として示すべき内容を取りまとめた。このとりまとめの内容に基づいて、文部科学大臣において、「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等に関する指針」を策定していただきたい。

また、新たな教科書の導入後も、文部科学省として、学校現場での実際の活用状況を継続的に注視したり、関係者の意見を聴取したりすること等を通じて、指針の内容を適時に見直すことも念頭に置いておくべきであると考える。

第１　デジタルな形態を含む教科書の在り方について

１　学校教育法等の一部を改正する法律の概要

○　改正前の学校教育法における教科書は、紙の図書のみと解されており、各教科等の学習における主たる教材として、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものであり、法令上、他の教材とは異なる以下のような位置付けを有している。

①　各学校において使用しなければならないこと
②　文部科学大臣による検定を経る必要があること
③　義務教育段階においては児童生徒に対して無償で給与されること
④　国から教科書発行者に対して、発行の指示、定価の認可等が行われること
⑤　著作・編集等に当たって、著作権の権利制限が認められていること

○　令和８（2026）年に一部改正法により、教科書が、紙媒体のみならず、デジタルな形態を含み得るものとして、新たに位置付けられた。これにより、基本的には、教科書は紙とデジタルを組み合わせて構成されるようになる（ハイブリッドな形態の教科書）と考えられるほか、全てが紙で制作される教科書や全てがデジタルで制作される教科書も想定される。いずれの形態の教科書にあっても、文部科学大臣による検定を経て、教科書発行者により発行され、採択権者により採択され、学校において使用しなければならない教材として用いられることとなる。

○　一部改正法の施行は令和９（2027）年 4 月 1 日であるが、これは、教科書の著作・編集、検定、採択・供給等に必要なスケジュールを踏まえたものであり、以下の図のとおり、デジタルな形態を含む教科書については、令和 12（2030）年度以降、次期学習指導要領の全面実施と合わせて、小学校から段階的に導入されることとなる。

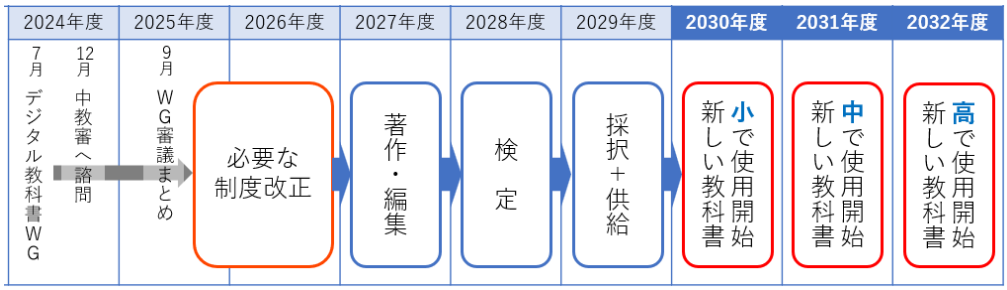

図　導入に向けたスケジュール

２ デジタルな形態を含む教科書の基本的な考え方について

○ 文部科学省はこれまで、GIGA スクール構想による１人１台端末の整備等を通じ、従来の紙を中心とした学習環境を基本としつつ、デジタルの特性が活きる場面での活用を進めてきたところであり、今回の制度改正もこうした考え方に基づくものである。

○ 文章などを深く丁寧に読み込んだり、その一覧性を生かして全体を俯瞰したり、手を動かしながら書き込みを行ったり、といった紙に馴染みやすい学習活動は、今後も変わらず実際の授業の中で必要な活動として位置付けられる。

○ その上で、デジタルの良さとしては、デジタルコンテンツ（動画、音声、シミュレーション等、デジタルな様態を生かして制作されるもの）を効果的に活用することで、英語の現代の標準的な発音を実際に聞いて確認したり、図形やグラフを画面上で動かすことで視覚的に理解するなど、これまで以上に児童生徒が教科書の内容を理解しやすくするとともに、それぞれの児童生徒の理解度や学習進度に合わせて、動画・音声等を繰り返して学習することが可能になるなど、個々の状況に応じた学習の充実が可能になること等が挙げられる。また、音声読み上げや文字拡大といったアクセシビリティ機能によってより多くの児童生徒にとって使いやすい教科書を実現することも可能になる。

○ 教科書へのデジタル活用を進めるに当たっては、紙かデジタルか、デジタルかリアルかといった、いわゆる「二項対立」に陥ることなく、どちらの良さも考慮しつつ、教育の質の向上のため、学校や児童生徒の実態等に応じ、スマートにデジタルの良さを取り入れていくことが肝要である。

○ なお、次期学習指導要領に合わせて導入される新たな教科書については、上述のようなスマートなデジタルの活用に対応していく必要があるほか、次期学習指導要領が目指す今後の学びの方向性を踏まえ、内容・分量の精選を進めるとともに、教科書「を」教える授業から教科書「で」教える授業づくりへの転換を実現するための問や評価課題、学習過程が明確となった教科書に改善していくことも求められる。

○ デジタルな形態を含む教科書は、個々に応じた学びだけでなく、話し合いなど

の協働的な学びにも資するものである。実際の学校現場での学習活動においては、さらに実験や体験活動などのリアルな活動を組み込むことにも留意しながら、バランスの取れた学習活動を展開していくことが重要である。

3 デジタルな形態を含む教科書の形態の在り方について

（1）「現行のデジタル教科書」の有効性・効果

○ 令和元（2019）年度の「現行のデジタル教科書」の導入以降、文部科学省では、その効果・影響等に関する実証研究を実施してきたところであり、そうした実証研究の成果として、「現行のデジタル教科書」が授業改善や学力等に対して有する効果についても確認されている。

○ 例えば、文部科学省が教師及び児童生徒に対して実施した大規模アンケート調査（令和7(2025)年度）[2]によると、小中学校等の教師による「現行のデジタル教科書」の使用頻度は年々増加しており、半分以上の授業で「現行のデジタル教科書」を使用する教師は約6割に及んでいるほか、約7割の教師が4回に1回程度以上の授業で使用している。また、「現行のデジタル教科書」の使用歴が長くなり、使用経験が積み重なるほど、使用頻度が高まる傾向にあることも確認されている。

○ 同アンケート調査のうち、児童生徒を対象とした設問においても、「現行のデジタル教科書」を「いつも使う」児童生徒ほど、授業内容の理解や主体的な学びに関して肯定的な回答が多いほか、「現行のデジタル教科書」を使うようになってからその教科を好きになったと回答している。また、全国学力・学習状況調査の結果によると、授業内容をよく分かっている児童生徒やその教科の勉強が好きな児童生徒、主体的・対話的で深い学びに取り組んでいる児童生徒ほど平均正答率が高い傾向が示されており[3]、「現行のデジタル教科書」の活用が授業理解や主体的・対話的で深い学び等の実現を通じて確かな学力の形成につながる構造が示唆されている。

○ このほか、「現行のデジタル教科書」の操作ログを分析した先行研究では、家庭学習において英語の「現行のデジタル教科書」を学習上意味のある形で操作

---

[2] 令和７年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

[3] 令和７年度全国学力・学習状況調査（令和７年７月　文部科学省）

していた生徒の定期テストの成績等が高い傾向にある[4]ことなどが確認されている。

○　一方で、紙媒体とデジタル媒体のいずれかにおける文章の理解度等を比較する先行研究を見ると、被験者の年齢やデジタル媒体への慣れなどの条件により、紙優位の結果が出ているものもあれば、デジタル優位の結果が出ているものもあり[5]、結果について一概に述べることは困難である。紙・デジタルのいずれがより学習に効果的であるかという観点からは、文章理解等だけではなく、デジタル活用により、紙では叶わなかった動画や音声による説明も可能になるといった点も含めて学習効果を捉える必要もあることから、引き続き、「現行のデジタル教科書」を活用した効果・影響等の把握とともに、各種研究の動向把握が必要である。

（2）　紙・デジタルそれぞれが効果的な学習場面

○　デジタルな形態を含む教科書が十分な学習効果を生み出せるかどうかについては、紙とデジタルを的確に使い分けて、スマートにデジタルを取り入れていけるかどうかが鍵となる。紙かデジタルかという「二項対立」に陥ることなく、教科や学習場面といったミクロなレベルで、紙・デジタルのいずれが効果的であるかという視点で考えることが重要である。

○　教科書の発行、使用に当たって、教科書発行者・学校・教師等の参考に資するよう、それぞれの教科において、紙・デジタルそれぞれが効果的な学習場面の例について、以下の表のとおり整理した。教科ごとの学習内容の違いによってその様相が異なっている。なお、特定の教科に限定されない学習場面については、教科共通として記載している。

---

[4] 学習履修データの分析によって見えてきたデジタル教科書の利用実態と学習傾向（2024年２月、東北大学大学院情報科学研究科　宮西祐香子、長濱澄、堀田龍也）
[5] 令和３年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」（文部科学省委託事業）

教科	紙の活用が効果的な学習場面の例	デジタルの活用が効果的な学習場面の例
教科共通	● 一覧性・俯瞰性を活用して全体を確認する場面 ● 複数ページを見比べる場面 ● ページをめくりながら既習事項を確認する場面 ● 自由に教科書に書き込んだり、書き込んだ内容を基に復習したりする場面 ● デジタルの操作性によらずに集中して文章を読み込む場面 ● じっくり考えたり、手書きを通じて考えを深めたりする場面	● 学習内容を動画やシミュレーションで視覚的に確認する場面 ● 課題解決に向けて情報収集などを行い、試行錯誤して考えを形成する場面 ● デジタル教科書に書きこんだ内容等を、学習支援ソフトとの組み合わせにより、瞬時に共有・比較する場面 ● 音声や動画を用いて、自分のペースに合わせて、読む速さや再生する箇所を調整したりする場面
教科別の具体的な場面の例		
国語	● 説明文や物語文を読み込む場面 ● 教科書のデジタル部分の機能等によらずに、長文等の余白に自由に書き込む場面 ● 書写において、教科書のお手本の字を指でなぞったり、教科書に硬筆や水書用筆で書いたりする場面	● 段落や文章のまとまりごとに色分けして、線を引いたり、書き込んだりして文章の構成を把握する場面 ● 朗読音声で、韻文（詩、短歌、俳句等）や古典（古文・漢文）に特有のリズムを味わった上で音読する場面 ● スピーチなどのモデル動画等を活用した上で話したり聞いたりする場面
社会	● 複数の資料を同時に見比べる場面 ● 地図や年表を俯瞰的に捉える場面	● 写真等の資料を拡大して確認する場面 ● グラフや地図の表示を切り替えながら考察する場面
算数・数学	● 筆算などの計算を行う場面 ● 教具を用いて正確な作図を行う場面 ● データからヒストグラムや箱ひげ図といったグラフや図を実際に描く場面 ● 二次関数等のグラフを実際に描く場面 ● 樹形図等で複雑な場合分けを可視化する場面 ● 定理等の証明を実際に行う場面 ● 実際に長さを図る場面	● 図形の回転・変形などの試行錯誤を通じて性質を見出したり視覚的に理解したりする場面 ● グラフや関数の変化を視覚的に理解する場面 ● 面積や体積等の大きさのイメージを視覚的に理解する場面 ● データを実際に用いて統計的内容を理解する場面 ● 学習データを処理して分析する場面
理科	● 計算や作図を伴う場面 ● 同一の教科書中の複数の図表等を複数人で確認する場面 ● 表示する端末による影響を受け	● 実験における操作の手順、方法等を動画で事前に確認する場面 ● 天体の動きや生物の成長過程、分子構造等を視覚的に理解する

	ないため、色（花や生物、炎色反応等）を伴う学習を行う場面	場面 ● 時間変化のある現象をアニメーションやシミュレーションで視覚化する場面 ● ミクロの現象を拡大して視覚化する場面
外国語	● 既習事項を振り返り、文章などを比較したり、学んだことと関連付けたりする場面 ● 複数ページにまたがる教科書本文の説明文や物語文を読み込んで、概要や要点などを捉えたり、本文を引用しながら自分の考えや気持ち等を伝えたりする場面	● 現代の標準的な発音を活用して発音を確認する場面 ● 音声の読み上げ・本文のハイライト表示（音と文字の対応を視覚化）を活用した音読の学習 ● 主語・動詞・目的語といった文を構成する要素を視覚的に示すことで文構造を理解する場面 ● 動画を用いて、本文の場面や状況などを理解したり、多様な文化に触れたりする場面 ● テキスト、音声、静止画・図表、動画等の複数の情報から総合的に文脈を読み取って判断・応答する場面
いわゆる技教実系科	● 楽譜を見て演奏する場面（音楽）	● 楽器の奏法を動画で視覚的に確認しながら演奏する場面（音楽） ● 楽譜に連動させて模範演奏等を鑑賞する場面（音楽） ● 材料・使い方を動画で確認する場面（図画工作・美術） ● 参考作品を立体的に鑑賞する場面（図画工作・美術） ● 絵画等を拡大して細部まで鑑賞する場面（図画工作・美術） ● 教科書中のソースコードの一部を直接コピー＆ペーストし、不足部分を自ら記述して実行する場面（情報） ● プログラム中の変数の値を変化させることによる動作を確認し、プログラムの構造や処理の流れを理解する場面（情報） ● 心肺蘇生法について動画を通じて手順・手技を身に付ける場面（保健体育） ● 調理の手順を確認する場面（家庭科）

※上記の学習場面の例には、必ずしも教科書を使用しない場合も含まれる。

表 紙・デジタルそれぞれの活用が効果的な学習場面の例

○　なお、上記の例については、各学習場面において基本的には「教科書」中の紙部分、デジタル部分の活用が効果的なケースを一例として整理したものではあるが、紙の活用が効果的な学習場面でデジタル教材や学習支援ソフトを併用することや、デジタルの活用が効果的な学習場面で紙の教材やノートを活用することもあり得る。また、児童生徒の発達段階により、必ずしも、上記の例が妥当しない場合も考えられるところである。

（3）　発達段階を踏まえたデジタルの活用について

○　デジタルな形態を含む教科書の在り方を考えるに当たっては、教科特性のほか、発達段階に応じた検討が必要不可欠である。

○　発達心理学や認知科学等の専門家からの指摘も踏まえれば、低年齢の子供は、注意制御を行う機能が未発達、また、ワーキングメモリ[6]の負荷による影響を受けやすいことに留意が必要であり、小学校の中でも、体験的な理解や具体物を活用した思考・理解が大切であって、基礎的な学力を身につけていく段階といえる低学年・中学年と高学年は区別して検討することが求められる。

○　子供の認知リソースは大人より少なく、その中でも、小学生と高校生では児童生徒の年齢・状況も大きく異なることを踏まえれば、デジタルな形態を含む教科書の使用に当たっては、小学校段階から高等学校段階までを一律に考えることは適当ではなく、発達段階を踏まえた検討が不可欠である。

（4）　採択権者における望ましい教科書の形態に関する意向について

○　新たな教科書の形態の在り方を検討するに際しては、各地域・学校の実情に応じて実際に教科書を採択することとなる採択権者の意向を踏まえることが重要であり、また、こうした採択権者の意向は、教科書発行者において今後新たな教科書の著作・編集を行う際の参考にも資するものと考えられる。

○　このため、文部科学省において、全国の採択権者（国公私立の小・中・高等学

---

[6] 情報を一時的に頭の中に保持しながら、同時にその情報を処理し、操作する脳の働きのこと。（令和8年8月　第4回デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議　資料2　p8）

校段階の教育委員会および学校）を対象に「教科書の形態に関する意向調査」[7]を実施した。本調査の結果の概要は以下のとおりであった。

・望ましい教科書の形態として、「ハイブリッドな形態の教科書」を望む回答が、全ての学校段階においてが約 8～9 割と圧倒的多数を占める結果となった[8]。

・「ハイブリッドな形態の教科書」については、以下の状況であった。

①小学校低学年・中学年段階では、全ての教科にわたって、ほぼ紙か紙の方が多いものを望む回答の割合が高い。

②小学校高学年や中学校段階では、デジタルの割合が半分程度以上のものを望む回答が多くみられる教科も存在する。

③紙とデジタルの使い分けの考え方については、学校段階・教科によって様々だが、学習内容（単元）、学習過程・活動場面の特徴に応じて使い分けるのが望ましいという回答が多い傾向にあった。

・一方で、「全てが紙の教科書」や「全てがデジタルの教科書」を望む割合はいずれの学校段階においても限定的であった[9]。

・そのうち、小学校低学年・中学年段階では、いずれの教科についても、「全てがデジタルの教科書」を望む回答の割合は少なかった（概ね全ての教科で 10%未満）一方、小学校高学年以上では、教科（小学校高学年の図画工作、中学校の地図、美術、保健体育、高等学校の情報、理数、看護等）によっては、全てがデジタルの教科書を望む回答が一定割合（10%以上）存在した。

（5） デジタルな形態を含む教科書の形態の在り方について

○ 上記（1）～（4）に記載した内容を踏まえ、デジタルな形態を含む教科書が導入される令和 12（2030）年度以降、当面の取り扱いとして、デジタルな形態を含む教科書の形態については、以下のとおりとすべきである。

（デジタルな形態を含む教科書の形態の基本的な在り方について）

○ 上述のとおり、教科書へのデジタル活用は、児童生徒の学習活動の充実につなげることができると考えられ、各教科においては紙・デジタル双方の活用が効果的である学習場面が想定されることや、採択権者の意向等を踏まえると、基本

---

7 令和 7(2025)年 10 月～12 月実施。回答率：小学校・中学校段階 71%、高等学校段階 81%

8 「ハイブリッドな形態の教科書」を望む回答：小学校段階 88.3%、中学校段階 86.3%、高等学校段階 78.4%

9 「全てが紙の教科書」を望む回答：小学校段階 6.1%、中学校段階 6.5%、高等学校段階 16.8%、「全てがデジタルの教科書」を望む割合：小学校段階 5.5%、中学校段階 7.1%、高等学校段階 4.7%

的には全ての学年・教科において、ハイブリッドな形態の教科書が中心的な役割を担うことを想定し、その上で、全てがデジタルの教科書については、以下のとおり、まずは一部の学年段階・教科において認め得るという扱いとする。

（全てがデジタルの教科書について）

○ 児童生徒の発達段階の観点からは、小学校低学年・中学年については、認知機能が発達途上にある、実体験や具体物を活用した理解など紙の活用が特に期待される部分が大きい、読解に係るスキルを形成する重要な期間である等の指摘もある。こうしたことを踏まえれば、認知リソースが少なく、注意制御を行う機能が未発達であり、ワーキングメモリの負荷による影響を受けやすい小学校低学年・中学年については、高学年以降とは異なる整理とすることが考えられる。また、採択権者の意向の観点でも、小学校低学年・中学年において、全てがデジタルの教科書を望む声は限定的である。以上を踏まえ、全てがデジタルの教科書については、小学校低学年・中学年においては認めないこととし、小学校高学年以上に限って認め得ることとする。

○ 教科の観点からは、8ページの表のとおり、教科共通の内容も含め、各教科において、紙及びデジタルの双方の活用が効果的な学習場面が存在する。その中でも、例えば外国語のように、本文に合わせて音声や動画を再生することで、本文の内容の理解が深まりやすくなることなどが期待される教科では、教科書の全体をデジタルで一体的に作成・活用した方が効果的な場合もあると考えられる。こうしたスマートなデジタル活用が期待される学習場面が特に多い教科である、外国語及びいわゆる実技系教科等の一部に限っては、全てがデジタルの教科書も認め得ることとする。

○ なお、全てがデジタルの教科書も認め得る教科については、現在中央教育審議会において検討が進められている次期学習指導要領に向けた答申等を踏まえる必要があるが、具体的には、外国語及びいわゆる実技系教科等の一部（小学校高学年の音楽及び図画工作、中学校の音楽、美術、技術・家庭（技術分野に限る）並びに高等学校の芸術（書道を除く）、情報及び専門学科において開設される各教科[10]）に相当する教科に限ることとする。

---

[10] 高等学校の専門学科において開設される各教科については、いわゆる実技系と分類されるものに限られないが、情報通信技術の発展・活用が急速に進む社会により密接した職業教育等が行われており、実際の職業における業務の過程で ICT 端末を活用することが想定される科目や、実技の比重が高い科目が多くあり、その教科や学習活動も多岐にわたることから、高校生という発達段階も踏まえ、教科書の形態についても、全てがデジタルの教科書を含めて認め得ることとし、教科書発行者の創意工夫の幅を広げることが有効と考えられる。

（ハイブリッドな形態の教科書について）

○　その上で、紙とデジタルを組み合わせて1つの教科書として構成するハイブリッドな形態の教科書についても、全てがデジタルの教科書に係る上述の扱いを踏まえると、全てがデジタルの教科書を認めない教科・学年においては、ハイブリッドな形態の教科書の場合であっても、主に紙で構成することとし、デジタルは学習内容を理解する上で補助的・補完的に組み込む形とする。その際、特に小学校低学年・中学年については、概ね紙で構成するものとし、デジタル部分はより限定的なものとする。一方、全てがデジタルの教科書を認め得る教科・学年についてはハイブリッドな形態の教科書の場合に、主にデジタルで構成することもあり得る。

○　ハイブリッドな形態の教科書については、8ページの表に示した紙・デジタルの活用が効果的な学習場面の内容等も踏まえ、効果的に紙とデジタルを組み合わせて１つの教科書として構成することが望まれるが、その具体的な姿は、紙部分に本文を掲載し、紙部分に記載された二次元コードからデジタル部分に遷移する形態に限られるものではない。例えば各教科の学習の基盤となる言語能力育成の中心を担う国語において、説明文の単元を本文も含めてデジタルで制作し、文章の構成を把握したり、情報を整理したりして内容を正しく理解する学習を、端末上での書き込みやマーカーによる色付け等により効果的に行いやすくするといったことも考えられる。このように、教科の目標及び内容に応じ、また、学習のねらいの達成に向けて効果的な形で、紙とデジタル部分をスマートに組み合わせることが重要である。

（今後の見直しについて）

○　これまで示したデジタルな形態を含む教科書の形態の在り方については、デジタル技術の発展、学校現場におけるデジタルな形態を含む教科書の利活用状況、発達心理学や認知科学、脳科学等の分野におけるデジタルツールを活用した学習の成果や健康面への影響等に関する研究の進展等も踏まえつつ、また、文部科学省において引き続き実施する予定の多様な教科・学年におけるデジタルな形態の教科書の利活用に係る実証研究の成果も注視しながら、必要に応じて随時見直しを行っていくことが必要である。

○　なお、例えば、児童生徒の入力や操作に対して応答、提案など新たな内容の生成や、評価、音声・画像認識などを行う AI の教科書への搭載については、学校教育における教材としての AI の活用を進める中で、実証研究の成果や「ガー

ドレール」付の AI をはじめとした教育分野に特化した AI の性能等も注視しつつ、技術の進展も踏まえながら、検討を進めることが必要である。

（6）デジタル教科書に関する諸外国の状況

○ 教科書へのデジタル活用をめぐって、度々取り上げられる諸外国の動向について、文部科学省において関係機関や研究者等から収集した情報を基に整理すると、以下のとおりである。諸外国においては、教科書制度自体が、教科書の定義や使用義務、検定の有無などの点で状況は様々であることに留意が必要である。

○ スウェーデン[11]については、学力の低下等により教科書をデジタルから紙に戻す動きがあるとの指摘があるが、

・デジタル教育の推進以降も、国際学力調査の TIMSS では過去3回とも得点が向上しているほか、PISA では平成 27(2015)年・30(2018)年と得点が向上していたが、その後、令和4年（2022）年と令和7年（2025）年において低下している。

・上記の PISA2022 の結果に関して、スウェーデン教育庁による報告書[12]では、PISA の成績と学習以外での ICT 機器の使用との間に負の相関関係がある一方で、学校での学習のための ICT 機器の使用との相関関係は明確ではないと分析されている。

・OECD による調査[13]では、上記のような直近の政策動向は、 教育の質や生徒の年齢に応じたデジタル活用のバランスを追求した改革であると分析されている。

○ フィンランド[14]については、元々、デジタル教科書に特化した政策は、特に取り組まれていない[15]ところ、教科書を用いるか否かという選択を含め、自治体や学

---

[11] スウェーデンにおいてもともと教科書の定義はなく、検定による質保証の仕組みや、教師に対する使用義務はない。教科書の定義は 2023 年の法改正により定められた。詳細は、学力等への効果・影響、諸外国の動向について p18 参照（令和８年８月　第４回デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議　資料４）

[12] Svenska 15-åringars användning av digitala verktyg - Nordiska jämförelser utifrån PISA 2022（和訳: スウェーデンの 15 歳児のデジタルツールの活用 - PISA 2022 に基づく北欧比較）(2024 年　スウェーデン国立教育庁)

[13] Education in Sweden: A Diagnostic Review with Analysis of PISA 2022 Results,Reviews of National Policies for Education, OECD Publishing, Paris,(2026 年　OECD)

[14] フィンランドにおいて、教科書の定義や検定による質保証の仕組み、使用義務はない。詳細は、学力等への効果・影響、諸外国の動向について p19 参照（令和8年8月　第4回デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議　資料4）

[15] 海外教科書制度調査研究報告書（2025 年版）（令和8年5月　公益財団法人教科書研究センター）

校に裁量が委ねられており、教育のデジタル化へのスタンスは各自治体によって様々である。フィンランド政府としては、デジタルツールを捨てて紙の印刷物に戻るのではなく、デジタルとアナログ、それぞれの良さを生かして学ぶ仕組みを整える方針である。

○ ノルウェー[16]については、2020 年のカリキュラム改定の時期にデジタル教材の開発・購入を推進した結果、現状、紙の教材とデジタルの教材を併用することが一般的な状況となっている一方、広告収入型のデジタルリソースが使用されている事例も数多く指摘されている。ノルウェー政府としても、学校におけるデジタルとアナログの適切なバランスの確保を重視するスタンスである。

○ 一方、デジタル教科書を推進している韓国やエストニア[17]はいずれも国際学力調査でトップクラスの成績を収めている。韓国においては、平成 27(2015)年から全学校でデジタル教科書の使用を解禁しており、また、エストニアにおいては、平成 30（2018）年に全小中学校でデジタル教科書等の無償使用を可能としたが、直近の令和7年（2025）年の PISA においても、両国は読解力を含むいずれの分野においても、トップクラスの結果となっている。

○ このように、「紙への回帰」が指摘される諸外国においても、その実は紙とデジタルの良さを生かしてバランスを取りながら教育に活用することを旨とした改革を実施しているところであり、その点では、教科書にスマートにデジタルを取り入れていくという今後の我が国における対応の方向性と軌を一にしたものと考えられる。

4 障害等による学習上の困難の軽減に向けた方策について

○ デジタルな形態を含む教科書のデジタル部分については、拡大やルビ振り、音声読み上げといった必要なアクセシビリティ機能を備えることで、障害等による学習上の困難の軽減や日本語指導が必要な児童生徒の学びの支援につながるこ

---

16 ノルウェーにおいて教科書の定義や検定による質保証の仕組みはなく、使用義務について法的な根拠は確認されていない。詳細は、学力等への効果・影響、諸外国の動向について p20 参照。（令和8年8月　第4回デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議　資料4）

17 学力等への効果・影響、諸外国の動向について p17（令和8年8月　第4回デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議　資料4）

とが期待されており、こうした取組は、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方の一つである「多様性の包摂」の実現に資するものと考えられる。

○ 「現行のデジタル教科書」及びそのビューアについては、文部科学省が定める標準仕様書において、拡大、ルビ振り、色反転、リフロー表示、音声読み上げ等のアクセシビリティ機能の標準実装を求めている。こうしたアクセシビリティ機能については、これまでの実証研究事業において、障害の種類別に有用な機能例を整理しているほか、障害等のある児童生徒の指導を担当する教師へのヒアリングを通じ、実践レベルでの有用性が確認されている。

○ デジタルな形態を含む教科書のデジタル部分及びビューアについては、現行の標準仕様書が定めるアクセシビリティ機能に加え、新たに教科書として認められる動画・音声等に対応したアクセシビリティ機能も含めて標準実装が図られるよう、文部科学省において標準仕様書を策定する必要がある。

○ また、紙媒体では学習が困難な児童生徒を対象に、教科用特定図書等[18]として検定教科書のデジタル版を無償給与できるようにすることを踏まえ、より高いアクセシビリティ機能を備えることなどを含め、当事者や教科書発行者等の意見も聞きながら、文部科学省において標準規格を策定する必要がある。

第２ 教科書発行者等におけるデジタルな形態を含む教科書の発行等に関する留意点

○ 我が国の教科書制度は、民間の教科書発行者の創意工夫を生かした著作・編集を基本としており、デジタルな形態を含む教科書の発行に関しても、教科書発行者において、創意工夫をこらし、スマートにデジタルを取り入れながら、適切な形態を選択して教科書の著作・編集を行うことが期待される。

（新たな教科書の発行形態について）

○ 今回の制度改正によって、教科書制作の方法の選択肢が増えることになるが、文部科学省として、同一内容の教科書を、例えば、①全てが紙で制作される形

[18] 一部改正法による改正後の障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成 20 年法律第 81 号）の規定に基づき、検定教科書のデジタル版を教科用特定図書等として位置付け、無償給与が実施される予定。

態、②紙とデジタルを組み合わせて制作されるハイブリッドな形態、③全てがデジタルで制作される形態と、複数の形態で発行することを求める意図はなく、教科書発行者において、紙・デジタルそれぞれが効果的な学習場面等を踏まえ、適切な形態で教科書制作が行われることが望ましい。

（新たな教科書検定の方向性について）

○　デジタルな形態を含む教科書の検定の在り方については、デジタルコンテンツに係る要件、デジタル部分を含む教科書の構成等について、教科書検定調査審議会における検討を経て、今後、検定基準等として示される。デジタルな形態を含む教科書の制作に当たっては、これを踏まえた著作・編集が求められる。

（標準仕様書について）

○　第１の４のとおり、デジタルな形態を含む教科書のデジタル部分及びビューアについては、文部科学省において標準仕様書を策定することとしている。具体的には、先述のアクセシビリティ機能のほか、デジタル部分の印刷・ダウンロード機能や拡散防止機能等を含む標準仕様書が示される予定であり、各教科書発行者及び配信事業者においては、標準仕様書を踏まえたビューアの開発や、ビューアで閲覧することを前提とした教科書の著作・編集を行うことが求められる。

（デジタル教材との連携について）

○　教科書にデジタルの良さをスマートに取り入れる視点からは、教科書のデジタル部分とデジタル教材その他の学習ツールとの間で、オープンかつ公平な連携を図ることが重要である。その際、教科書やビューアの世界に限定してデジタル教材との連携を模索してしまうと、局所最適を追求する結果となり得るため、学校において用いられる校務支援システムや連携のための基盤、ポータルサイトや各種学習ツールも含めた教育 DX 全体の動向を踏まえつつ、全体最適の観点から設計することが重要である。引き続き、文部科学省において、複数の学習ツール間で相互連携を可能とする仕組みの実装に向けて検討を行う必要がある。

（紙媒体では学習が困難な児童生徒への対応について）

○　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律においては、教科書発行者の責務として、児童生徒が障害等の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けられるよう教科書について配慮する旨の努力義務が課されているほか、文部科学大臣が定める標準規格に適合した教科用特定図書等の発行に努めることとされている。こうしたことを踏まえ、教科書発行者においては、今回の制度改正により、教科用特定図書等として新たに位置付

けられる検定教科書のデジタル版について、文部科学省において策定する標準規格に適合したものを発行するよう努めなければならない。

第３　採択権者等におけるデジタルな形態を含む教科書の採択等に関する留意点

○　教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、教科書採択は、採択権者[19]の判断と責任により、調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となる。このことは、令和 11（2029）年度以降に採択されることとなるデジタルな形態を含む教科書であっても変わることはない。

（調査研究の在り方について）

○　現行の紙の教科書に掲載された二次元コード先のデジタルコンテンツ等は教材扱いのものであるが、これも含めて調査研究し、選定資料の項目として掲載するかどうかについては、都道府県ごとにばらつきがみられる[20]。新たな教科書制度においては、学習指導要領に照らして真に必要と認められるものについては、デジタルコンテンツも教科書として位置付けられることから、採択の際も調査研究の対象とする必要がある。一方で、調査研究の対象はあくまで「教科書」に限定されることが望ましく、こうした観点から、教科書以外の教材が採択に影響することのないような仕組みとする必要がある。このため、標準仕様書において、採択時において教科書以外の教材を一体として採択権者に提供する（連携するデジタル教材へのリンクを表示する）ことは認めないことを示す必要がある。

（調査研究の負担軽減に向けて）

○　教科書の調査研究は、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等によって行われるが、調査員は学校の教師が指名されることが一般的であり、学校における働き方改革を推進する観点でも、デジタルな形態を含む教科書の導入に際し、調査研究に係る負担が軽減されるような方策を取り入れることが必要である。

---

19 公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。

20 令和７年度採択関係状況調査（令和８年　文部科学省）

○　文部科学省においても、採択権者が、デジタルコンテンツを含め、効率的かつ効果的に調査研究を行うことができるよう、教科書発行者が教科書のデジタル機能及びデジタルコンテンツの情報を一覧化して、採択権者に対して情報提供する仕組みを整備する必要がある。

○　また、採択権者である市町村教育委員会が、共同採択地区ではない他の市町村教育委員会と共同で調査研究を行うことで、採択事務負担の軽減を図っている事例がある。同様に、都道府県教育委員会が共同で調査研究を行うことも考えられる。採択権者等においては、こうした工夫を積極的に実施しながら、調査研究の負担軽減に努めることが望まれる。

○　さらに、令和7(2025)年度から円滑な需要数集計のための新たなシステムの運用を開始していることも踏まえ、都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等による採択・需要数報告[21]に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮し、需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うことが期待される。

（アクセシビリティの確保について）

○　デジタルな形態を含む教科書の採択に当たっては、標準仕様書で実装を求めているアクセシビリティ機能について、上述のとおり採択権者に情報提供されるデジタル機能の一覧も参照しながら、その実装状況を確認する必要がある。

○　また、デジタル版も含めた教科用特定図書等については、学校や教育委員会が児童生徒やその保護者に制度について適切に案内を行い、利用につなげることが大切である。学習障害（LD）をはじめとした障害のある児童生徒等にとってデジタルならではのアクセシビリティ機能の活用が学びの可能性を大きく開くことについて、教育委員会等で教育相談に当たる職員や、学校・教師、保護者等への普及・啓発を一層強化していくことが必要である。

---

[21] 法令上、義務教育諸学校において用いられる教科書の採択は使用前年度の８月 31 日までに行い、都道府県の教育委員会が、域内の教科書需要数をとりまとめ、集計一覧表を文部科学大臣に対し９月 16 日までに提出することとされており、デジタルな形態を含む教科書の導入に当たっても、同様のスケジュールを想定している。文部科学省の調査によれば、令和７（2025）年時点で、約半数の都道府県教育委員会が市町村教育委員会の需要数報告の期限を８月 16 日以前に、約 30%の都道府県教育委員会が７月 31 日以前に設定している。

○ さらに、今般の制度改正により、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第９条に基づく教材についても、デジタルな形態なものを使用することも可能となる。特別支援学校や特別支援学級においては、こうした制度も活用しながら、児童生徒の学習上の困難の軽減に努めることが求められる。

第４ 学校等におけるデジタルな形態を含む教科書の使用等に関する留意点

（教科書の使用の在り方について）

○ 学校教育法の規定により、学校では教科書を使用しなければならないとされている。このことは、必ずしも教科書を隅々まで網羅的に教えなければならないということを意味しているわけではないが、例えば、学校の ICT 環境や教師の資質能力等の事情によって、ハイブリッドな形態の教科書を使用する場合に、紙の部分のみを使用し、デジタル部分を使用した指導を行わないといった状況はあってはならない。

○ 授業を構想するにあたっては、学習指導要領の記述に立ち戻り、「知識及び技能の統合的な理解・思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮」を促す「深い学び」となるよう、単元全体を見通しながら、デジタル部分も含めて教科書「で」教えることが望ましい。こうした授業設計を円滑に行えるよう、次期学習指導要領については、授業づくりを支えるデジタル学習指導要領の実現に向け、文部科学省において検討を進める必要がある。

（手書きの重要性について）

○ 今回の制度改正は、動画・音声等のデジタルコンテンツも含めて教科書の一部として構成することを可能とし、児童生徒にとって学習内容をより分かりやすく、学びやすくなるということを主旨としており、それによって児童生徒が理解したことや考えたことをノート等に手書きでまとめる活動を通して学習内容の定着を図ることは引き続き重要である。

○ 文部科学省において行われた実証研究事業においても、「現行のデジタル教科書」を活用しながらも、以下のように書く活動を効果的に取り入れることで、学習内容の確実な定着等を図っている実践が見られた。

【文部科学省実証研究事業における取組例】

・説明文について筆者の主張を考える場面で、デジタル教科書の書き込み機能や抜き出しツールを活用することで文章構成を整理し、また、学習支援ソフト等を通じて、友達と容易に考えを共有した上で、最終的な自分の考えをまとめる際に紙のノートを用いることで、思考を深める。（中学校２年生・国語）

・明治維新における人々の生活の変化を捉える授業において、デジタル教科書を活用したワークを行い、グループごとに発表した上で、適宜深掘りを実施。まとめとして、明治政府が行った改革の意図を板書し、生徒も各自のノートに書き留める。（中学校２年生・社会）

・自動車の製造工程を理解する個別学習の場面で、端末上で各工程の写真を拡大して細部まで確認したり、グループ学習や一斉学習の場面で、書き込み機能で学習支援ソフトにより考えた内容を共有したりする一方、こうした内容をもとに詳細に考えをまとめる際に紙のノートを活用する。（中学校２年生・社会）

○　デジタルな形態を含む教科書を使用する場合にあっても、発達段階や教科の特性、授業のねらい等を踏まえ、プリントやワークシート等の紙の教材やノート等も活用しながら、効果的に書く活動を学習活動の中で確保していくことが求められる。また、文部科学省としても、デジタルな形態を含む教科書の活用に伴う書く活動への影響について、今後、継続的に把握を行うべきである。

（健康面の配慮について）

○　デジタルな形態を含む教科書の導入に際し、児童生徒の視力低下などの健康への影響を懸念する声もある。デジタルな形態を含む教科書の活用に当たって、健康面に配慮した取組の一層の徹底が必要である。

○　「現行のデジタル教科書」や１人１台端末を利用する際の健康に係る留意点については、これまで、文部科学省において、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」、「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（令和 4(2022)年 3 月改訂版）」及び「端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット」等を作成しているところである。

○　今般のデジタルな形態を含む教科書の導入に当たっても、これらに記載された事項（例えば、目と端末画面との距離を 30cm 以上離すよう指導することや、30 分に1回は 20 秒以上画面から目を離して目を休めるよう指導すること等）を改め

て周知徹底することが必要不可欠である。その際、デジタルな形態を含む教科書や端末の利用は家庭でも行われることが想定されるため、教職員への周知に加え、保護者への啓発も併せて行う必要がある。

○ 上記のような周知の実効性を確認するためにも、児童生徒の健康への影響について、継続的にモニタリングすることが重要である。学習目的以外の家庭等での SNS 利用など娯楽目的での使用も含めたスクリーンタイム全体について考えていくことが必要であり、そうした観点からも、具体的には、姿勢や視距離に加えて、目の疲れ、頭痛、首・肩の痛みといった症状や、家庭学習や娯楽目的での使用時間を含めたスクリーンタイム等について、継続的に調査を行うべきである。その上で、デジタルな形態を含む教科書の使用状況と健康への影響の関係性について検証を行うことが必要である。

○ なお、脳科学分野では、端末使用の脳の発達等に対する影響に関する先行研究が複数存在するものの、測定対象のスクリーンタイムが娯楽目的の端末使用であって学習目的ではないことや、統計的に有意な結果であっても効果量が小さいことなどが確認された。他方で、標本数や効果量は小さくとも、統計的に有意な影響が示唆されていることは事実として受け止める必要があると考えられ、引き続き、今後の研究動向も注視すべきである。

（教師のデジタルを活用した指導力の向上について）

○ 今般の制度改正により、動画・音声等を含むデジタル部分も、使用義務のかかる教科書の一部として構成することが可能となる。従来の紙の教科書を前提とした指導法、授業実践の蓄積の上に、全ての教師に、これまで以上に、デジタルも活用した指導力が求められることとなる。

○ 文部科学省では、「現行のデジタル教科書」に係る実証研究事業の一環として、これまでも実践事例の創出・発信や、モデルとなるような研修の開発に取り組んできたところであり、こうした事例や成果も活用しながら、各教育委員会においてデジタルな形態を含む教科書の利活用に関する研修の実施を含め、学校への指導・助言等を積極的に行うことが期待される。また、都道府県レベルなど広域での教員研修の充実も効果的である。

○ 教員養成段階においても、デジタルな形態を含む教科書を含め、デジタルを活用した指導法を学ぶことが重要である。教職課程においては、情報通信技術の活用を含めた指導法を位置付けているところであるが、「現行のデジタル教科書」

を実際に活用した取組は必ずしも十分ではないという認識であり、ライセンス条件によって利用者である大学教員や学生の範囲が限定される場合があるとの指摘もなされている。このため、デジタル学習基盤が学校において確実に活用されるよう、文部科学省としても、教職課程において教育方法を学ぶ際にデジタル学習基盤の活用法も一体的に学習するようにするとともに、ライセンス条件の在り方や実際の使用の態様を含め、教科書発行者との間で必要な調整を進める必要がある。

（デジタル学習基盤の整備について）

○ デジタルな形態を含む教科書が導入されるに当たって、全ての学校において、デジタルな形態を含む新たな教科書の使用に支障が生じないネットワーク環境が整備されていること、児童生徒が1人1台端末を使用できることが前提条件となる。

○ 学校のネットワークの状況について、令和7(2025)年 12 月時点で「必要なネットワーク速度」を確保している学校の割合は約 64%であり[22]、令和 10（2028）年度までに約 95%の学校設置者において確保される見込みとなっている。新たな教科書が導入される令和 12(2030)年度までに全ての学校において「必要なネットワーク速度」が確保できるよう、文部科学省においては、ネットワーク環境の改善に向けた取組を引き続き行う必要がある。また、学校設置者においては、こうした支援も積極的に活用しながら、引き続き、着実にネットワーク環境の改善に取り組むことが求められる。

（情報活用能力の抜本的向上について）

○ 学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力は、児童生徒がデジタルな形態を含む教科書を含め、端末を用いて学習をする上でも必須となる力である。メディアリテラシーや情報モラル等の情報技術の適切な取扱いを含め、小中高の各発達段階を通じた情報活用能力の抜本的向上に向け、学習用教材の開発や教師の指導力向上に資する研修といった取組が求められる。

○ また、1人1台端末に関しては、学習に関係のない目的では使わないことが求められる。各教育委員会においても、フィルタリングの設定や端末の利用可能時間帯の制限など、学習に関係のないサイトの閲覧防止や長時間利用を制限する取組が行われており、こうした工夫を含め、児童生徒が端末を安全・安心に活用することができるよう適切な取組が求められる。1人1台端末を学習に関係のな

[22] 学校のネットワークの状況について（令和８年３月　文部科学省）

い目的では使わないことについて、学校設置者・学校・保護者等の間で確認・共有をしておくことが望ましい。